

随意契約理由書

件 名	水道用テレメータ設備点検保守業務
契約の相手方	西菱電機株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当

随意契約の理由

テレメータ設備は、本市の水道管理を行う基幹設備であり、当該設備に異常が発生すれば、断水等により市民生活や産業活動に多大な影響を及ぼすため、本業務により定期保守点検を行い、性能維持及び故障等の未然防止を図るものである。

本業務の履行には製作業者のみが所有する当該設備の構造、性能、整備方法についての技術的知識や実績データが必要であるが、製作・納入した三菱電機（株）はメンテナンス業務を行っておらず、上記業者が当該設備保守管理における神戸地区で唯一の代理店である。

三菱電機（株）は神戸市役所のメンテナンス業務については、代理店として上記業者にさせることとしている。

以上の理由から、本業務の実施が可能であるのは上記業者以外ないため、上記業者との随意契約を行うものである。

担当部署 (問合せ先)	水道局 淨水統括事務所 (電話番号 361-8351)
----------------	------------------------------